

生駒市条例第 28 号

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 10 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和 53 年 9 月生駒市条例第 31 号）

の一部を次のように改正する。

第 3 条の 3 第 1 項第 1 号中「第 2 条の 4 第 2 項の表の第 2 欄」を「第 2 条の 4 第 2 項第 1 号」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「第 2 条の 4 第 8 項」を「第 2 条の 4 第 7 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。